

おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

〔平成31年3月19日
告示第60号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ減量化対策の一環として、家庭から排出される生ごみの減量又は堆肥化を図ることを目的とし、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入し、設置した者に対し、その購入費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、生ごみを電気、微生物等を用いて脱水、乾燥及び分解する等の方法により減量又は堆肥化を図るための機器で、町長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、町内で処理機を継続的に使用する者
- (2) 過去に当該補助金の交付決定を受けていない者
- (3) 町税及び町の徴収金に滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる処理機の台数は、世帯につき1台とする。

2 補助金の額は、処理機の購入金額に10分の9を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、補助限度額は50,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した処理機の領収書又は支払いの事実が確認できる書類
- (2) 処理機の品名及び製造メーカーが確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理機購入費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取消し、期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 転売行為又は返品等を行ったとき。
- (3) 虚偽その他不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(標準処理期間)

第9条 町長は、第5条の規定による申請を受理した日から起算して60日以内に第6条に規定する決定を行うものとする。

(設置者の義務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、設置した処理機を常に良好な状態で生ごみを処理するよう維持管理に努めなければならない。ただし、処理機の故障等により、使用が不可能である場合はこの限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第5条関係)

おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付申請書

年 月 日

おおい町長 様

(申請者)

住 所 おおい町

氏 名

電 話 ()

おおい町生ごみ処理機購入費補助金の交付を受けたいので、おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

補助対象処理機 品名	
製造メーカー	
設置年月 (又は設置予定年月)	年 月
設置場所	
購入金額 (消費税及び地方消費税含む)	円
交付申請額 (限度額50,000円)	(購入金額×9/10) 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 購入した処理機の領収書又は支払いの事実が確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 処理機の品名及び製造メーカーが確認できる書類
	<input type="checkbox"/> その他 ()

【本人確認欄】

補助要件	<input type="checkbox"/> 町内に住所を有し、町内で処理機を継続的に使用する
	<input type="checkbox"/> 過去に当該補助金の交付を受けていない
	<input type="checkbox"/> 町税及び町の徴収金に滞納がない
	<input type="checkbox"/> 町が実施する設置状況確認に対する協力 ※処理機設置から約1か月後に町職員が設置使用状況の確認に伺います

【町記載欄】

住民登録	有 ・ 無	過去の補助金交付	有 ・ 無
町税等の滞納	有 ・ 無	設置状況確認日	年 月 日
確認者氏名			
備考			

様式第2号（第6条関係）

おおい町指令 第 号

申請者 住 所

氏 名

おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったおおい町生ごみ処理機購入費補助金について、おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

おおい町長

記

- 1 補助金の対象となる処理機は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は、円とする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、設置した処理機を常に良好な状態で生ごみを処理するよう維持管理に努めなければならない。
- 4 おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第8条に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことがある。

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

おおい町長 様

申請者
(住所)

(氏名) 印

(電話番号)

おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付請求書

年 月 日付けおおい町指令 第 号により交付決定を受けた補助金について、おおい町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人 (かな)
		普通 当座		